

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

- (1) 町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。
- (2) 町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、町緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、次の事項を除き原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。
- ア 国対策本部長に対する総合調整の要請（第3編第2章の2(2)のイ）
 - イ 警報の通知及び伝達（第3編第4章第1の1～3）
 - ウ 特殊標章等の交付及び管理（第3編第11章）
- (3) (2)の場合、第1編から第4編までの用語は、表5-1のとおり読替えるものとする。

表5-1 緊急処理事態における用語の読替え

該当箇所	武力攻撃事態等（第1～4編）	緊急処理事態における読替え
全 般	武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
	武力攻撃事態等	緊急処理事態
	武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
	国民保護措置 (国民の保護のための措置)	緊急対処保護措置
	町国民保護（現地）対策本部（長）	町緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	県国民保護（現地）対策本部（長）	県緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	国武力攻撃事態（現地）対策本部（長）	国緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）	緊急処理事態対処方針
第3編	第4章 武力攻撃災害緊急通報	緊急処理事態における災害における緊急通報
	第7章 武力攻撃原子力災害	緊急処理事態における攻撃による原子力災害

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

- (1) 緊急処理事態においては、国緊急処理事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- (2) 緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。